

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業補助金について、次のとおり「個別協議」することができます。

1 個別協議について

集団感染等が発生したことにより多額のかかり増し経費が生じ、別表1の最大補助単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合には、個別協議により、補助額の上乗せを行うことができます。

2 個別協議の対象事業所及び施設

(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業

- ① 集団感染（※）が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間の間に連続して感染者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者が発生した施設において一定期間経過後に再度感染者が発生した場合。

(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業

- a (1)の①～③に該当する事業所・施設と連携した事業所・施設
- b a以外の場合で、複数の事業所・施設と連携した事業所・施設

※集団感染とは、同時期に同施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生した場合をいいます。

3 引き上げ額

- (1) 個別協議の対象となる事業所・施設（上記2(1)(2)）は、別表1の最大補助単価に3を乗じた額まで引き上げることが可能です。
- (2) (1)の引き上げ額では、介護サービスを継続して提供することが困難である特別な事情がある場合は、特別協議により(1)に加えて引き上げが可能です。

4 必要書類

交付申請書

個票

個別協議依頼書（任意様式）

*事業所ごとに作成してください。

*郵送で送付してください。

*個別協議事案が発生した場合に、随時、提出してください。

（提出前に、介護保険課まで電話にてご一報ください。）

（提出の最終期日は、国で検討中です。）